

中津川市農業委員会の農業委員および農地利用最適化推進委員募集要項

委員の任期満了に伴い、下記のとおり中津川市農業委員会の農業委員、農地利用最適化推進委員を推薦または応募により募集します。

1. 募集人数、任期等

(1) 募集人数

- ・ 農 業 委 員 19人

農業委員は原則として過半数を認定農業者等とし、その他に農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない方を含みます。

- ・ 農地利用最適化推進委員 33人

農地利用最適化推進委員は下表のとおり区域ごとに募集人数を定めて公募します。

区域の名称	担当する区域（大字）	定数
中津地区	中津川、駒場、手賀野	2
苗木地区	苗木、瀬戸	3
坂本地区	千旦林、茄子川	6
落合・神坂地区	落合、神坂、馬籠	3
阿木地区	阿木、飯沼	3
山口・坂下・川上地区	山口、坂下、上野、川上	3
加子母地区	加子母	3
付知地区	付知町	2
福岡地区	田瀬、下野、福岡、高山	5
蛭川地区	蛭川	3

※農業委員および農地利用最適化推進委員の両方に推薦または応募することができますが、他市町村も含め両委員を兼ねることはできません。

(2) 任 期

令和8年7月20日～令和11年7月19日

(3) 身 分

中津川市の特別職非常勤職員

(4) 報 酬

- ・ 農 業 委 員 会長 月額 20,500円
委員 月額 16,500円
- ・ 農地利用最適化推進委員 月額 15,000円

2. 主な業務内容

(1) 農業委員

農業委員会に出席し、農地法等にもとづき議案を審議・決定する。農地利用最適化推進委員と連携して農地の利用最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）の活動を行う。推進委員の意見を聴いて農地利用の最適化に関する指針を作成・変更する。

(2) 農地利用最適化推進委員

担当地域において農業委員と連携して農地の利用最適化の活動を行う。農業委員会に出席し意見を述べるができる。農地利用の最適化に関する指針について推進委員として意見を述べる。

3. 推薦を受ける者および応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次の各号のいずれにも該当する者

①市内に住所を有する者。ただし、農業委員は市長が認める場合、農地利用最適化推進委員は農業委員会長が認める場合は、この限りでない。

②市の職員でない者。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。

③暴力団若しくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有しない者

※ただし、次のいずれかに該当する方は、推薦を受けまたは応募することができません。

(A) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(B) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

4. 推薦および応募について

(1) 受付期間

令和8年2月3日（火）から令和8年3月17日（火）まで

※当初受付期間を3月2日までとじていましたが、募集人数に満たなかったため、受付期間を延長します。

(2) 推薦および応募方法

所定の推薦・応募様式に必要事項を記入のうえ、持参または郵送（令和8年3月17日（火）必着）により中津川市農業委員会事務局まで提出してください。持参の場合は、受付期間内（閉庁日除く）の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。郵送の場合は、簡易書留など配達記録が残る方

法で送付してください。

(3) 推薦および応募様式

- ・ 農業者等個人による推薦（一般推薦） 様式第1号

※3人以上の推薦が必要です。

- ・ 法人、団体等による推薦（団体推薦） 様式第2号

- ・ 一般募集による応募 様式第3号

※推薦を受ける者（以下「被推薦者」といいます。）および応募者が市外在住の場合は住民票（発行後3箇月以内のもの）を添付してください。

(4) 様式の入手方法

中津川市の農業委員会事務局、各総合事務所、各地域事務所の窓口に備えてあるほか、市のホームページからダウンロードできます。

5. 推薦および応募内容の公表

法令に基づき、受付期間の中間および終了後に中津川市のホームページ等で、提出のあった推薦および応募の書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢および性別
- (2) 推薦者（法人または団体）の名称、目的、代表者または管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格、組織の性格を明らかにする事項
- (3) 被推薦者または応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴および農業経営の状況
- (4) 被推薦者または応募する者が認定農業者またはそれに準ずる者であるか否かの別（農業委員に限る）
- (5) 推薦または応募の理由
- (6) 農業委員への被推薦者または応募者が農地利用最適化推進委員に応募している（推薦を受けている場合を含む）か、否かの別。また、農地利用最適化推進委員への被推薦者または応募者が農業委員に応募している（推薦を受けている場合を含む）か、否かの別

6. 選考方法

- ・ 農業委員＝推薦および応募による候補者の総数が募集人数を超えた場合は中津川市農業委員選考委員会において選考を行います。必要に応じて面接を行う場合があります。選考結果をもとに市長が選任議案を作成し、市議会の同意を得て任命します。
- ・ 農地利用最適化推進委員＝推薦および応募による候補者の総数が募集人数を超えた場合は農業委員会にて推進委員を決定し、農業委員会が委嘱します。なお、

必要に応じて面接を行う場合があります。

7. 選考結果の通知

選考結果は6月下旬（予定）に推薦者、被推薦者および応募者に文書で通知します。

8. 注意事項

- (1) 提出された申込書等は返却しません。
- (2) 推薦または応募に係る経費は、すべて推薦者、被推薦者または応募者等の負担となります。
- (3) 選考において取得した個人情報、選考に関する事務以外の目的では使用しません。また、提出された書類に記載された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に対して照会します。

9. 推薦および応募の提出先・問い合わせ先

〒508-8501

中津川市かやの木町2番1号

中津川市農業委員会事務局

電話 0573-66-1111（内線 80-4029. 4052）